

## 新旧対照表

### 1. 旅客営業規則

現行	変更
<p><b>【用語の意義】</b> 第4条 この規則のおもな用語の意義は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (省略) (2) (省略) (3) (省略) (4) (省略)</p> <p><b>【乗車券の購入および所持】</b> 第7条 列車に乗車する旅客は、その乗車に有効な乗車券を購入して、所持しなければならない。ただし、係員の承諾を得て乗車券を購入しないで乗車した旅客は、着駅にて運賃を支払わなければならない。</p> <p><b>【運賃・料金の計算】</b> 第40条 (省略) 2 (省略) 3 運賃を計算する場合に使用するキロ程は、線路が同一方向に連続する限り通算する。ただし、計算経路が<u>環状線1周</u>となるときは、1周となる駅において、旅客の乗車経路が折返しとなるときは折返しとなる駅において、打ち切って計算する。</p> <p><b>【乗車券の使用条件】</b> 第63条 (省略) 2 前項の規定にかかわらず、阪急環状線内を発着または通過となる<u>場合で、環状線内運賃区間数が3区(10キロ)以上の乗車券(定期券を除く)</u>を所持する旅客は、<u>運賃計算経路によらないで</u>迂回して乗車することができる。</p> <p><b>【払戻し請求権行使の期限】</b> 第99条 旅客は、<u>乗車券</u>の発行の日の翌日から起算して1か年を経過したときは、払戻しを請求することはできない。</p>	<p><b>【用語の意義】</b> 第4条 この規則のおもな用語の意義は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (省略) (2) (省略) (3) (省略) (4) (省略) <u>(5) 「乗車券類」とは、乗車券および座席指定券をいう。座席指定券については別に定める。</u></p> <p><b>【乗車券の購入および所持】</b> 第7条 列車に乗車する旅客は、その乗車に有効な乗車券を購入して、所持しなければならない。ただし、係員の承諾を得て乗車券を購入しないで乗車した旅客は、着駅にて運賃を支払わなければならない。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、旅客が乗車券購入等の目的で乗車券を所持せず列車に乗車することを認める場合がある。</u></p> <p><b>【運賃・料金の計算】</b> 第40条 (省略) 2 (省略) 3 運賃を計算する場合に使用するキロ程は、線路が同一方向に連続する限り通算する。ただし、計算経路が<u>環状線1周以上</u>となるときは1周となる駅において、折返しとなるときは折返しとなる駅において、打ち切って計算する。</p> <p><b>【運賃計算の特例】</b> <u>第40条の2 環状線内を発着または通過となる普通運賃(環状線を1周以上となる場合を除く)は、旅客の乗車経路によらず、最も短いキロ程によって計算する。</u></p> <p><b>【乗車券の使用条件】</b> 第63条 (省略) 2 前項の規定にかかわらず、阪急環状線内を発着または通過となる乗車券(定期券を除く)を所持する旅客は、迂回して乗車することができる。</p> <p><b>【払戻し請求権行使の期限】</b> 第99条 旅客は、<u>乗車券類</u>の発行の日の翌日から起算して1か年を経過したときは、払戻しを請求することはできない。</p>

## 新旧対照表

### 2. 座席指定券取扱規則

現行	変更
<p>【座席指定券の効力】</p> <p>第 19 条 座席指定券は、その券面に記載された乗車日・列車番号・乗車区間・座席番号等<u>における</u>利用に限って有効とする。</p>	<p>【座席指定券の効力】</p> <p>第 19 条 座席指定券は、その券面に記載された乗車日・列車番号・乗車区間・座席番号等<u>において、1 座席 1 名の</u>利用に限って有効とする。</p> <p>2 <u>座席指定券を有する旅客に同行する乳児および幼児に限り、着席する当該旅客の膝の上等で一緒に着席することができる。</u></p>

新旧対照表

3. 定期券関連規則

現行	変更
<p>9. <u>定期券購入旅客の無賃扱い</u></p> <p><b>【無賃扱いとする対象】</b></p> <p>第 29 条 <u>定期券を購入(または払戻し)する目的で定期券発売所非設置駅(以下、「非設置駅」という)から原則として最寄りの定期券発売所設置駅(以下、「設置駅」という)まで乗車する旅客とする。ただし、最寄りの設置駅が営業開始前または休業日の時は、当日より有効の定期券を購入する場合に限り、購入しようとする定期券の券面区間内の全発売駅を最寄りの設置駅とみなす。</u></p> <p>2 <u>設置駅が営業開始前または休業日の時は非設置駅とみなし、前項の取扱いをする。</u></p> <p>3 <u>継続定期券を購入する場合で所持する定期券の券面区間内に設置駅があるときは、第 1 項および第 2 項の取扱いをしない。</u></p> <p>4 <u>当社が必要と認めた場合、復路または復路のみの乗車についても無賃扱いとする対象として取り扱う。</u></p> <p><b>【定期券購入旅客への無賃扱い時に発行する乗車証の取扱い】</b></p> <p>第 30 条 <u>前条の規定により、当社が無賃扱いを認めた場合、当社が定める様式の乗車証を発行する。ただし、その乗車証の効力は、次の各号のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>発行当日限り有効とする。</u></p> <p>(2) <u>定期券購入駅以外での降車、その他定期券を購入しないときは無効とする。</u></p> <p>(3) <u>復路において途中下車は前途無効とし、乗車証記載駅をこえた駅まで乗り越した場合は別途普通運賃を収受する。</u></p>	<p>9. <del>削除</del></p> <p>第 29 条 <del>削除</del> (特殊乗車券・無賃乗車証関連規程へ移動)</p> <p>第 30 条 <del>削除</del> (特殊乗車券・無賃乗車証関連規程へ移動)</p>